

「ラップ信託約款（遺言代用信託約款）」の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、野村證券株式会社の登記住所変更等を踏まえ、2020年9月23日付で、ラップ信託約款（遺言代用信託約款）を以下の通り改定いたします。

なお、「ラップ信託」のサービス内容に係る変更はありません。

ラップ信託約款 新旧対照表

2020年9月23日改定

（下線部変更。なお、内容の変更を伴わない軽微な表記修正は記載省略）

新	旧
ラップ信託約款（遺言代用信託約款）（抜粋）	
<p>第12条（自己または利害関係人との取引）</p> <p>1. 受託者は、前条第4項に定める取引のほか、信託財産の効率的な運用に資すると認められ、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、信託財産と次の各号に掲げる者もしくは他の信託に係る信託財産との間において、信託財産の運用に係る取引（売買の委託を含みます。）または有価証券及び金銭の保護預けを行う場合があります。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 受託者の利害関係人（野村證券（2020年9月30日まで東京都中央区日本橋一丁目9番1号、2020年10月1日から東京都中央区日本橋一丁目13番1号。なお、同社及び受託者は野村ホールディングス株式会社の子会社であるため、同社は兼営法第2条において準用する信託業法第29条第2項第1号に定める受託者の利害関係人に該当します。）を含むものとします。）</p> <p>③～④（省略）</p> <p>2. ～3.（省略）</p> <p>第26条（受託者からの解約等）</p> <p>1. 受託者は次の各号に掲げる場合には、あらかじめ委託者に対して書面による通知を行ったうえで、本信託契約の全部または一部を解約するこ</p>	<p>第12条（自己または利害関係人との取引）</p> <p>1. 受託者は、前条第4項に定める取引のほか、信託財産の効率的な運用に資すると認められ、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、信託財産と次の各号に掲げる者もしくは他の信託に係る信託財産との間において、信託財産の運用に係る取引（売買の委託を含みます。）または有価証券及び金銭の保護預けを行う場合があります。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 受託者の利害関係人（野村證券（東京都中央区日本橋一丁目9番1号。なお、同社及び受託者は野村ホールディングス株式会社の子会社であるため、同社は兼営法第2条において準用する信託業法第29条第2項第1号に定める受託者の利害関係人に該当します。）を含むものとします。）</p> <p>③～④（省略）</p> <p>2. ～3.（省略）</p> <p>第26条（受託者からの解約等）</p> <p>1. 受託者は次の各号に掲げる場合には、あらかじめ委託者に対して書面による通知を行ったうえで、本信託契約の全部または一部を解約するこ</p>

新	旧
<p>とができるものとします。</p> <p>① ～ ⑧ (省略)</p> <p>⑨ 委託者が民法において定める制限行為能力者に該当し、かつ、第 36 条第 1 項に基づき委託者の法定代理人によって指定指図人の指定が解除された場合</p> <p>⑩ ～ ⑪ (省略)</p> <p>2. ～ 4. (省略)</p>	<p>とができるものとします。</p> <p>① ～ ⑧ (省略)</p> <p>⑨ 委託者が民法第 20 条第 1 項に定められる制限行為能力者に該当し、かつ、第 36 条第 1 項に基づき委託者の法定代理人によって指定指図人の指定が解除された場合</p> <p>⑩ ～ ⑪ (省略)</p> <p>2. ～ 4. (省略)</p>